

令和8年度座間市国民健康保険税計算シート

- 次のA～Dの額を計算し、全てを足し合わせると1年間分の保険税額となります。
- 介護納付金分は40歳の到達月(1日生まれの方は誕生月の前月)から65歳の到達月の前月(1日生まれの方は誕生月の前々月)までが対象となります。
- 軽減額については、表1・表2を御覧いただき、該当する額を使用してください。

注1 計算結果はあくまで試算であり、実際の保険税額と異なる場合があります。
 注2 この計算シートは年間の保険税額を計算するためのものです。年度途中で加入または脱退した場合は、「加入した月から脱退した月の前月までの月数」で計算されます。
 注3 国民健康保険税は1年間分を6月から翌年3月までの10回に分けて毎月納付していただきます。そのため「1期分=1か月分」ではありません。

A	医療給付費分							
	1 所得割額 (※1人目)	令和7年中の総所得金額等	基礎控除額	×	7.50%	=	①	円
		円	43万円					
	(※2人目)	令和7年中の総所得金額等	基礎控除額	×	7.50%	=	①	円
	円	43万円						
※加入者ごとに計算し、マイナスの場合は0円とする。								
2 均等割額	加入者1人当たり(年額)	加入者数	×	=	②	円		
	46,700 円	人						
3 軽減額	裏面の表1・表2より算出			=	③	円		
医療給付費分合計 ①+②-③						=	A	円
							限度額67万円	

B	後期高齢者支援金分							
	1 所得割額 (※1人目)	令和7年中の総所得金額等	基礎控除額	×	2.90%	=	①	円
		円	43万円					
	(※2人目)	令和7年中の総所得金額等	基礎控除額	×	2.90%	=	①	円
	円	43万円						
※加入者ごとに計算し、マイナスの場合は0円とする。								
2 均等割額	加入者1人当たり(年額)	加入者数	×	=	②	円		
	17,700 円	人						
3 軽減額	裏面の表1・表2より算出			=	③	円		
後期高齢者支援金分合計 ①+②-③						=	B	円
							限度額26万円	

C	介護納付金分						
	1 所得割額 (※1人目)	[令和7年中の総所得金額等 円]	-	[基礎控除額 43万円]	×	2.50%	= [①] 円
	(※2人目)	[令和7年中の総所得金額等 円]	-	[基礎控除額 43万円]	×	2.50%	= [①] 円
	<small>※加入者ごとに計算し、マイナスの場合は0円とする。</small>						
	2 均等割額	[加入者1人当たり(年額) 18,200 円]	×	[加入者数 人]			= [②] 円
3 軽減額	[裏面の表1・表2より算出 円]					= [③] 円	
介護納付金分合計 ①+②-③						=	[限度額17万円 C] 円

D	子ども・子育て支援納付金分						
	1 所得割額 (※1人目)	[令和7年中の総所得金額等 円]	-	[基礎控除額 43万円]	×	0.30%	= [①] 円
	(※2人目)	[令和7年中の総所得金額等 円]	-	[基礎控除額 43万円]	×	0.30%	= [①] 円
	<small>※加入者ごとに計算し、マイナスの場合は0円とする。</small>						
	2 均等割額	[加入者1人当たり(年額) 1,900 円]	+	[18歳以上の方のみ 100 円]	×	[加入者数 人]	= [②] 円
3 軽減額	[裏面の表1・表2より算出 円]					= [③] 円	
子ども・子育て支援納付金分合計 ①+②-③						=	[限度額3万円 D] 円

計	[医療給付費分 A]	+	[後期高齢者支援金分 B]	+	[介護納付金分 C]	+	[子ども・子育て支援納付金分 D]	=	[国民健康保険税額(年額) 円]
---	-----------------	---	--------------------	---	-----------------	---	------------------------	---	-----------------------

表1 軽減割合確認表

軽減割合	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7割軽減 (3割が賦課される)	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯				
5割軽減 (5割が賦課される)	43万円+28万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯	43万円+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯	43万円+29万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯	43万円+30万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯	43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯
2割軽減 (8割が賦課される)	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯	43万円+53万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯	43万円+54万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯	43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯	43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯

注1 給与所得者とは、給与所得又は年金所得がある方を指します。
 注2 世帯内に所得未申告者がいる場合は、軽減措置を受けることができません。
 注3 軽減の判定には、国民健康保険に加入していない世帯主の総所得金額等も含まれます。

表2 軽減額確認表

軽減割合		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分 18歳以上
7割	加入者1人当たり均等割	32,690円	12,390円	12,740円	1,400円
5割	加入者1人当たり均等割	23,350円	8,850円	9,100円	1,000円
2割	加入者1人当たり均等割	9,340円	3,540円	3,640円	400円

注1 未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)は、医療給付費分と後期高齢者支援金分の均等割額の2分の1が軽減されます。
 注2 18歳未満の被保険者は、子ども子育て支援納付金分の均等割額が10割軽減されます。
 注3 計算結果はあくまで試算であり、実際の保険税額と異なる場合があります。
 注4 この計算シートは年間の保険税額を計算するためのものです。年度途中で加入または脱退した場合は、「加入した月から脱退した月の前月までの月数」で計算されます。
 注5 国民健康保険税は1年間分を6月から翌年3月までの10回に分けて毎月納付していただきます。そのため「1期分=1か月分」ではありません。